



長野県報

1月23日(木)
令和7年
(2025年)
第577号

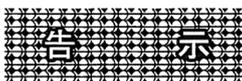
目次

告示

保安林予定森林にする旨の通知(森林づくり推進課).....	1
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(9件)(森林づくり推進課).....	2
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	6
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	6
長野県選挙事務取扱規程の一部改正(選挙管理委員会).....	7

公告

土地区画整理事業の換地処分(都市・まちづくり課).....	7
都市計画の変更案作成のための公聴会の開催(都市・まちづくり課).....	7
土地改良区の定款変更の認可(農地整備課).....	8
土地改良区役員の就退任の届出(4件)(農地整備課).....	9
開発行為に関する工事の完了(2件)(都市・まちづくり課).....	11
特定調達契約に係る落札者の決定(水道事業課).....	12
特定調達契約に係る一般競争入札(水道・生活排水課).....	12
特定調達契約に係る一般競争入札(3件)(医療政策課).....	14
正誤(情報公開・法務課).....	20



長野県告示第16号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

令和7年1月23日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

安曇野市明科中川手5373の1、5394の2、5397、5398、5399の1、5399のロ、5400、5401、5403、6805の45から6805の51まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び安曇野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第17号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和7年1月23日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野市（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第18号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和7年1月23日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊那市（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
伊那市（次の図に示す部分に限る。）
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第19号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和7年1月23日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
駒ヶ根市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び駒ヶ根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第20号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和7年1月23日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
飯山市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第21号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和7年1月23日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡松川町（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
松川町（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第22号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和7年1月23日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
木曾郡南木曾町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、南木曾町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
南木曾町（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐は、択伐による。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南木曾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第23号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和7年1月23日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
木曾郡木曾町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木曾町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

森林づくり推進課

長野県告示第24号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和7年1月23日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

木曾郡木祖村（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

木祖村（次の図に示す部分に限る。）

イ 次の森林については、主伐は、択伐による。

木祖村（次の図に示す部分に限る。）

ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木祖村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

森林づくり推進課

長野県告示第25号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和7年1月23日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下水内郡栄村（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び栄村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県飯田建設事務所告示第1号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和7年2月12日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和7年1月23日

長野県飯田建設事務所長 唐澤 則夫

1 (1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 153号

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
下伊那郡高森町山吹1635番の2地先から 下伊那郡高森町山吹1633番の1地先まで	旧	m 19.6 ~ 19.6	km 0.0154
同 上	新	20.6 ~ 20.7	0.0154

2 (1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 松川大鹿線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
下伊那郡大鹿村大字大河原313番地先から 下伊那郡大鹿村大字大河原4203番の96地先まで	旧	m 9.1 ~ 50.5	km 1.2224
		9.9 ~ 45.9	1.2080
同 上	新	9.1 ~ 50.5	1.2224
		9.9 ~ 45.9	1.2080
		4.5 ~ 24.9	0.4421
下伊那郡大鹿村大字大河原4205番の1地先から 下伊那郡大鹿村大字大河原4203番の96地先まで			

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第2号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和7年2月12日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和7年1月23日

長野県飯田建設事務所長 唐澤 則夫

- 1 路線名 153号
- 2 供用を開始する区間
下伊那郡高森町山吹1635番の2地先から
下伊那郡高森町山吹1633番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和7年1月23日

道路管理課

選告示第3号

長野県選挙事務取扱規程（昭和38年選告示第4号）の一部を次のように改正します。

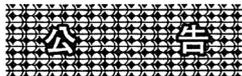
令和7年1月23日

長野県選挙管理委員会委員長 丸山昇一

別表第1の不在者投票のできる病院中

- | | | |
|---|--------------|--------|
| 「長野県厚生農業協同組合連合会鹿教湯三才山リハビリテーションセンター三才山病院 | 上田市鹿教湯温泉1777 | |
| 丸子中央総合病院 | 上田市上丸子335-5 | を |
| 「丸子中央総合病院 | 上田市上丸子335-5 | 」に改める。 |

選挙管理委員会



公告

塩尻都市計画事業野村桔梗ヶ原土地区画整理事業について、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定により換地処分があったので、同条第4項の規定により公告します。

令和7年1月23日

長野県知事 阿部守一

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、長野都市計画道路に関する都市計画の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

令和7年1月23日

長野県知事 阿部守一

- 1 開催日時及び場所
 - (1) 開催日時 令和7年2月22日（土）午後2時から
 - (2) 開催場所 城山公民館本館102教室（長野市大字長野東之門町2462）
- 2 都市計画の変更案の概要
 - (1) 都市計画道路
3・3・5号城北線
 - (2) 変更案の閲覧
令和7年1月24日（金）から令和7年2月21日（金）まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。